

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 5 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成 17 年瀬戸市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（産業課）</p> <p>第 12 条 <省略></p> <p>2 商業金融係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p>— <u>瀬戸市道の駅に関すること。</u></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>3 及び 4 <省略></p>	<p>（産業課）</p> <p>第 12 条 <省略></p> <p>2 商業金融係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p>— <省略></p> <p>— <省略></p> <p>3 及び 4 <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。